

## 第19回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1．日時：平成28年2月16日（火）15:00～16:03

2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3．出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、岡素之（議長）、  
安念潤司、森下竜一

（専門委員）久保利英明、小林三喜雄、道垣内正人、圓尾雅則

（事務局）刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、  
佐久間参事官、野澤企画官

（国税庁）課税部 永田消費税室長

（法務省）入国管理局総務課 根岸企画室長  
入国在留課 木村補佐官

（観光庁）観光戦略課総括課 齋藤課長補佐

（事業者）公益社団法人関西経済連合会 野島産業部長  
新関西国際空港株式会社航空営業部 岡田次長

4．議題：

（開会）

1．自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化

2．出入国管理カードの在り方の見直し

（閉会）

5．議事概要：

佐久間参事官 皆様お揃いになりましたので「規制改革会議 第19回投資促進等ワーキング・グループ」を開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、岡議長に御出席いただいております。

また、川本専門委員は所用により御欠席と伺っております。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては議事録を公開することとなっておりますので御了承願います。

以後の進行は、大崎座長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

大崎座長 よろしくお願いいいたします。

本日は、規制改革会議本会議の要請を受けまして、昨年11月に「インバウンドの急増を見据えた規制改革」としてホットライン要望の集中受付をしました結果、寄せられた御要

望の中から出入国の規制に関するもの2件を取り上げることとしております。

議題1でございますが、「自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化」についての検討をいたしたいと存じます。本件は、参考資料のとおり日本経済団体連合会から寄せられた要望でございます。本日は、関係省庁として、国税庁・法務省・観光庁の3省庁に御出席を賜っております。

それでは、3つの省庁を代表する形で、国税庁から御説明をお願いできますでしょうか。

国税庁（永田室長） 国税庁で消費税室長をしております永田でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

先ほども大崎座長の方から御紹介がございましたけれども、本日、御説明する内容につきましては法務省、観光庁の所掌の部分もございますけれども、便宜上、私の方からまとめて御説明させていただきたいと思っております。それでは、お手元の資料に基づきまして御説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、2ページを御覧いただきたいと思えます。「輸出品販売場制度の概要等」でございます。輸出品販売場制度でございますけれども、いわゆる免税店を営む事業者が外国人旅行者などの非居住者に対しまして免税販売の対象となる物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除されるという制度でございます。

そこで、この免税店における非居住者の確認ということが出てくるわけでございます。今、申し上げましたように、非居住者に対しまして販売をする場合に消費税が免除されるという制度でございますので、免税店におきまして免税で物品を購入できる者は外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者に限られているところでございます。

免税店では、購入者の方からその免税店の事業者の方にパスポートを見せていただいて、非居住者であるということの確認を受けてから免税で物品を購入していただくというような手続になっているわけでございます。その際、免税店の事業者の方は、パスポートの国籍ですとか、それから押印をされました出入国の証印の在留資格、あるいはその上陸の年月日とか、そういったものの情報によりまして、この購入者の方が非居住者であるということを確認するという手続になっているわけでございます。そのほかにも、免税店におきましては販売を行う場合にいろいろな手続があるわけでございますけれども、本日はその部分の説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、1枚めくっていただきまして3ページを御覧いただきたいと思えます。「自動化ゲート利用者への周知状況」ということでございます。これについて、御説明申し上げます。

自動化ゲートと申しますのは、パスポートと指紋の照合によりまして本人確認を行う。そして、自動的に出入国手続を行うことができるシステムでございます。これは、あらかじめパスポートと指紋を登録していただきまして、それを空港で確認することによって自動的にゲートが開いて出入国ができるというシステムでございます。

この自動化ゲートの利用者につきましては、パスポートに出入国の証印が押されません。

自動的にゲートが開いて出入りをしていただくということになるわけでございます。これによりまして、免税店におきまして非居住者であることが確認できない場合が生じることでありまして、こうなりますと購入の方が免税で購入することができないというような事態が生じることになるわけでございます。

そこで、国税庁といたしましては国税庁のホームページに「輸出物品販売場制度に関するQ & A」というものを掲載しておりますけれども、その中で自動化ゲートを利用する場合でございますともこの証印が必要です。つまり、免税店で免税の手続をするためにはこの証印が必要であるということの注意喚起をしております、これは証印が必要であることをゲートを通過するときにそこにおられる係員の方に申し出ていただければ押していただけるという仕組みになっておりますので、そういう注意喚起をさせていただいているところでございます。

それから、法務省入国管理局におかれましては、従来から自動化ゲートの利用者の方でその証印が必要な方につきましては、自動化ゲートの通過時に職員に申し出ていただけるように、法務省のホームページで周知をいたしているところでございます。

4 ページでございます。先ほど座長の方からも御紹介がございましたけれども、自動化ゲートの利用者に関する規制改革ホットラインに寄せられました提案の内容を改めてここにまとめてございます。

今般、規制改革ホットラインの方に「自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化」という提案が寄せられているところでございます。今、御説明を申し上げましたけれども、免税店ではパスポートに押印をされました出入国の証印などの情報によりまして、購入者が非居住者であるということを確認しております。また、自動化ゲートを利用した場合にはパスポートに証印が押されないということで、証印が必要な場合にはその旨を自ら係の方に申し出て押していただくということが必要になってまいります。

この周知が十分でないために、免税で購入できずにクレームとか、トラブルとか、そういうものにつながるというケースがあるのではないかとということで、この自動化ゲートを利用される方にもう少し周知を強化したほうがよろしいのではなからうかという御提案と承知をしております。

そこで、5 ページ目でございます。最後のページになりますけれども、御提案事項に対する対応策について御説明を申し上げたいと思います。この御提案事項に対する対応といたしまして、2つのことを同時に御説明する必要があるかと思っております。1つは、免税で購入をするためには、免税店におきまして購入者のパスポートに押印をされました出入国の証印とか、そういったものによりまして、購入される方が非居住者であることの確認を受ける必要があるという点。

もう一点は、自動化ゲートを利用される場合には、通常、証印は押されないんですけれども、申し出ることにによりましてその証印を受けることができる。この2点をあわせて御説明をするということが大事だと思っております。

この点につきまして、法務省のホームページの自動化ゲートの利用者案内ページですとか、あるいは日本政府観光局（JNTO）の外国人旅行者向けの免税情報サイトでございますとか、いろいろなサイトに情報を掲載いたしまして、自動化ゲートの利用者の方に対する一層の周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。御説明は、以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に関しまして御意見、御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

森下委員 私もしょっちゅう海外旅行に行っていて免税店をよく利用するんですけども、周知徹底をするといっても日本人ですら法務省というか、相手方の国のホームページを見たり、あるいは観光局の情報サイトを見たりする人はまずいないと思うんですね。特に空港の免税を利用する方というのは大体ツーリストみたいな方で、その場で行って現地で見えよう。

そうすると、幾ら今、言われている周知強化をしても余り実効性はないんじゃないかと思うんです。もっと空港とか現場ですとか、あるいは自動化ゲートは、それは当然入国しているわけですから、入国して分かることができるような何か仕組みをされたほうが実効性が高いんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。皆さん、実際に見られて海外にいかれますか。

法務省（根岸室長） 前提の話になるんですけども、正に通常、免税を使われる方の大多数はツーリストだと森下先生がおっしゃいましたが、そういう方なんだと思います。

もともとこの要望が、これは一体どういう人なんだろうかと最初に聞いたときに思ったのですが、自動化ゲートの対象になりますのはまず日本人、これが大半でございます。外国人はごく一部でございます、いわば指紋だけで本人確認だけで通すということになりますので、観光客の方というのは自動化ゲートの対象にはなっておりません。自動化ゲートの対象になっていますのは、既に長期の在留資格を許可されて日本に在留されている外国人の方で、その方々が再入国という形で今の在留資格は持ったままの状態ですね。いわばちょっと出張とか、日本を拠点にしていってどこか観光に行くこともあるでしょうし、そういうことで出入国をする際には、事前に指紋の登録をしていただくと日本人と同じように自動化ゲートを使えますという仕組みになっています。

したがって、今回の免税制度の対象である非居住者というものには通常当たらないのだと思います。なので、どうしてこういう要望が出たのかということによく聞いてみると、例えば外国人の永住者の方ですとか、日本人と同じように日本の企業に日本で採用されて、日本人が外国に赴任するのと同じようにどこか別の国に例えば2年間とか3年間とか赴任するような方にとってみれば、その間、住所が無いような形になるので、この制度の対象になる方々が一時的に、日本に戻って来る場合にはそういうことがあり得るのかなという気がするぐらいです。使われている方のうちのごくレアケースだと思います。

したがって、その方々のそのレアケースのために皆さんが、わざわざ自動化ゲートを使われる方というのはどちらかというとヘビーユーザーの方で、頻繁に海外に出張などが多いのでむしろ証印はないほうがいい。早いこともそうなんですけれども、ないのがよくて、したがって人がいる審査官の入っているブースがすいているのでこちらにどうぞと言っても、いや、パスポートがすぐいっぱいになっちゃうからいいという形で、たまたま自動化ゲートが混んでいるようなときでも待つ方がいらっしゃるぐらいです。

それぐらいですので、その中ではすごくレアなケースだと思います。その方々、一人一人に例えば声をかけて、大半が利用される例えば観光客ゲートみたいなものももしできているのであれば、大半の人が利用される可能性があるので、それこそそれは審査のスムーズも重要だけれども、こっちも重要なのであるという話があるんだと思いますが、そういうことには多分ならないのだろうという中では、本当に長いこと行かれるような方であれば、日本のそういう機関のホームページなども見られるのではないかと。

それで、必ず事前に登録をいたしますので、登録手続をやる場合には多くの方がホームページを見てこられます。そこで申請用紙などはその場で書いてもほんの何分もかからないですし、出国の当日に登録することも可能なんですけれども、事前にホームページで申請書を取って、そこでもう用意されてくる方が今は多いですので、そういうところに注意書きがしてあると、それはそれで意味はあるのではないかという気がいたしております。

前提が大分、違う面があるかという気がいたしますので。

森下委員 よくわかりました。

ちょっとついでに教えていただきたいのですが、私も自動化ゲートを使いたいんですけども、使い方がよく分からないのですが、基本的には登録は前もってして、それで当日、何かを通して、ちょっとやり方自体、多分、余り皆さん使われている方もいらっしゃらないと思うので、少し説明してもらえると助かるんですけども。

法務省（根岸室長） 事前にといっても、それは使用する前という意味で、出国の1回目に使う当日でも可能です。大きな空港には置いてありますので、例えば成田空港から出国しますというときはその日にちょっと前に行っていただいても構いません。出国の審査場の端っこの方に、登録のカウンターを置いてあります。一部の空港ではチェックインカウンターの近くなどに置いてあるところもありますけれども、そこでパスポートと若干の連絡先などの情報を申請書に書いていただいて、そこで指紋を登録していただきます。その情報がいわば入管のコンピューターシステムのサーバーに入る形になりますので、例えば成田空港で登録されて、次回は羽田空港とか関西空港でも利用は可能になっています。

実際、利用される際には、パスポートを自分で機械に読ませていただく。そうすると、機械の中でこの人の指紋はこれというのが特定されるわけですね。事前に取ってあるのはこれと、その場で自分でスキャナーに指紋を当てていただいて、そこで取得した情報と照合して同じだということが判定されればゲートが開くというような仕組みでございます。

森下委員 今、出入国者のうち何割ぐらいがこの自動化ゲートを使われているんですか。

法務省（木村補佐官） 今、自動化ゲートは成田空港と羽田空港と中部空港と関西空港で使われていますが、日本人は大体8%ぐらい使っています。

森下委員 そのうち、先ほどお話があった外国人で居住されている方というのはどれぐらいなんですか。

法務省（木村補佐官） 外国人の対象者のうち、使われている方は6%弱ぐらいです。

全部の入国者は物すごくいっぱいいますが、在留外国人の出入りで再入国の対象者のうち使われている方は6%ぐらいです。

大崎座長 将来的には、全部こちらに移行させようという意図があってあれはされているんですか。

法務省（根岸室長） 全部というのは現実に無理だと思いますけれども、今日の議題は外国人の話ですが、まず我々が方向性として持っていますのはむしろ日本人、これは本人確認ですので、我々審査と一般的には言いますが、法律上は確認をしているということになっています。

ですから、外国人の例えば入国審査ですと、正に国家主権の行使としてこの人の入国を認めるか否かという話になるわけで、こんな人は絶対入れてはならぬというのがありますが、日本人は極端に言って海外で悪いことをした人であっても入れざるを得ないわけです。その後、日本国内で処罰されるものかどうかは別として、あなたはだめというのはあり得ないわけで、本当に日本人なのかどうかというのを確認しているわけです。そういう意味では、同一人性確認という意味ではそのバイオメトリクス情報というのとはかなり秀でたものがあるということがありますので、日本人については極力、自動化の方向に持っていきたいと思っています。

そこで、ちょっと今日の本題と外れますけれども、先ほど若干手続を説明しましたが、今、自動化ゲートの利用者を増やそうとして、増えてはきているんです。ただ、全部とか、大半というふうにならない。これは、多分このまま努力を続けていっても大半というふうにはなかなかならないと思います。

それはなぜかということ、今まで利用していただいているのはさっき若干申し上げましたが、そういうヘビーユーザーな方々で、その人たちは並んででもやりたい人もいます。それが、最近は複数台置けるようになったので、そこまでじゃない人たちも使っていたけるようになった。今は、まだそんな状況です。

それで、これから先、大半の方に使っていただくこうとすると、それこそ何年に1度の観光旅行ですとか、出張は余り多くないタイプの仕事なんだけれども、2年に1度たまたま出張に行くことになりましたというような方にも使っていただきたいわけです。

そういうふうにと考えると、今、我々が準備を進めていますのは顔認証の技術を使ったものです。これですと、日本旅券はICの中に顔画像の情報が電子データとして入っています。したがって、先ほど申し上げた事前の登録という手続がひと手間あります。指紋ということへの抵抗感も若干あるかもしれませんが、やはりそのひと手間というのが、空港

に行ってもすぐにできますよ、5分でできますよと言われても、そこに5分並んだら自分の番がくるなと思ったら、まあいいやというふうに大半の方は多分なと思うんです。それに比べて、顔であれば登録も要らない、特にどこに接触もしませんし、そういう抵抗感というのもないというところもありますので、顔認証の自動化ゲートというのを進めていきたいと思っています。

顔認証がなかなか技術的に難しいのは、子供とか、そういう方もいらっしゃるでしょうし、機械をちょっと通しにくいような場合などもあるでしょうし、若干いろいろな機微な情報を得ているような場合で審査官が直接確認せざるを得ない場合ももちろん中にはあると思いますから、100%というのは無理でしょうけれども、原則として使える人は自動化ゲートというような方向に日本人はしたいと思っています。

一方で、外国人はそこまでできるかとなりますと、これはなかなか難しい問題だろうと思っています。在留外国人については、一応我々として審査をして認めている方々ですので、今、対象になっている方々については基本的にはなるべくもっと使ってほしいとは思っていますけれども、日本人と同じように顔の技術というのがなかなか使えない。

あらゆる国で顔がちゃんとパスポートに入っているわけでありませんので、それはやはり事前登録というところは壁になりますので、今よりは増やしていきたいと思っていますけれども、画期的に増えるかということとそこまでにはならないかと思っています。

外国人の場合、やはり新規入国者の方が大きな対象ですので、そちらをむしろ自動ということではなくて、今バイオカードで指紋を取ったりするのを前出しするものを導入しようとして、今むしろ流れをよくするというほうで外国人は対応していこうというような方向でやっております。

大崎座長 いかがですか。よろしいですか。

1点だけ、今そういうことで周知の努力をしていただいているということは確認できたと思うんですが、ホームページだけなのか、プラスアルファ何かやっていただけなのか、是非御検討はいただきたいと思うんですけれども、もう一つは免税店において非居住者であることを確認する方法に判子が押してあるというのを見るしかないのかどうか、そこはいかがですか。

国税庁(永田室長) この輸出物品販売場制度でございますけれども、日本の場合には、免税店で免税価格で販売するというやや特殊な制度でございますして、販売するときに非居住者であるかどうかを簡便に確認できるということが極めて重要であると思っております。

そういう意味では、現状ではやはりパスポートの情報で確認をさせていただくということが一番確実で、事業者の方にとっても簡便な方法なのではなからうかと考えているところでございます。

岡議長 今日のこのテーマは対象者が非常に少ないので、費用対効果の問題も考えなければいけないのですが、自動化ゲートでパスポートを端末にかざして、ゲートを通過したら、必ずそのパスポートに通過したという記録が残るようにしておけば、いちいち認

証を求めたりしなくても、あとは免税店の端末に読み取り機を置いておくだけでよろしいという形にするのは技術的には可能ではないかなと思ったのですが、これにはお金がかかる。対象が500万人だったらやる価値はあるけれども、多分、年間でまだ数万人でしょう。

法務省（根岸室長） 今回対象になる非居住者という方は、恐らく年間でも万はいないのだろうと思います。非常に感覚的ですが、何千人いるかなというような気がします。

岡議長 官房長官や副総理などから、インバウンドの免税効果で消費が大いに拡大したという話をよく聞きますが、もう少し増やす方法はないのかと考えていくと、当面はこの周知徹底でいかにざるを得ないと思うのだけれども、もう少しロングランで考えると、先ほど顔認証の話もありましたから、まず入国時の自動化ゲートは整備したうえで、その後、国内にいる間、この人は非居住者だ、ゲートを通った人だということが分かるような手では、将来的に考える価値があるのかなと思いました。

今日のテーマからちょっと飛びますけれども、国の方針としては、とにかく多くの人に来てもらって、多くの人に買ってもらうというのは間違いないと思いますので、意見として申し上げておきます。

大崎座長 ありがとうございます。では、本件についてはよろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。法務省の方は引き続き御対応いただきたいと思いますので、少々お待ちください。

国税庁、観光庁 どうもありがとうございました。

（国税庁、観光庁 退室）

（公益社団法人関西経済連合会、新関西国際空港株式会社 入室）

大崎座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の2番、「出入国管理カードの在り方の見直し」でございます。本件につきましては、要望者として関西経済連合会及び新関西国際空港から御出席をいただいております。引き続き、法務省には御対応をお願いいたします。

それでは、要望者からの御説明をお願いいたします。

関西経済連合会（野島部長） どうもありがとうございます。私、関西経済連合会産業部長の野島と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に私の方から背景を御説明させていただきまして、要望内容の詳細につきましては新関西国際空港株式会社の岡田次長から御説明をいただきたいと思います。

参考資料2ということで、こういう資料を配付させていただいております。一番下にございますが、関西におきましては官民一体となりまして観光インバウンドを推進しようということで、1ページめくっていただきましたところがございますが、政府の方におかれまして2020年に2,000万人という目標を掲げられてございますが、関西におきましては2020年に800万人を目指してやっていこうということで、今、官民を挙げてさまざまな取組を進



めているところでございます。おかげをもちまして日本国全体としても好調でございますが、この800万人という目標も来年度には達成できるのではないかというような見込みでございます。

ただ、一方で、そういう中で様々な課題が出てきてございます。宿泊施設の不足、それから特に関西国際空港につきましてはLCC等が好調なことによりまして、たくさんのお客様に来ていただいております。そういう中で、より外国人観光客に気持ちよく入国をいただいて、日本の最初の場所でございますので気持ちよく日本を回っていただくということの一環といたしまして今回提案をさせていただいております。

そうしましたら、提案内容につきましては岡田次長から御説明を申し上げます。

新関西国際空港（岡田次長） 新関西国際空港株式会社航空営業部の岡田と申します。本日はよろしく願いいたします。

早速ですが、弊社から御提案と申しますか、御要望させていただいた「EDカードに関する規制改革要望」について補足説明させていただきます。

お手元の資料2 - 1と書いてある横長の資料を御覧いただければと思います。今回の要望の趣旨については1枚目に書かせていただいておりますが、その背景ということで関西空港におけるインバウンドのお客様の急速な伸びについて簡単ではありますが、御報告と申しますか、御説明させていただいた上で、御要望の御説明をさせていただきます。

新聞報道等で既に御存じの内容ではあるかと思われませんが、改めて御説明させていただきます。こちらの折れ線グラフが、関西空港の過去からの2015年までにおける各年のウィンタースケジュールの便数の伸びを示しているグラフでございます。一番下の灰色のところが貨物便、青色が国際旅客便、赤線がそのトータルということでございますが、昨今のインバウンドのお客様の急増を受けて旅客便の方が急速に伸びております。過去、600便、700便、800便ということで順調に伸ばしてきていたのですが、今年度に入りまして去年の夏スケジュールから急増しておりまして、今年の冬スケジュールというのが2015年の10月ぐらいから始まるのですが、そのスケジュールでいくと週間便数1,000便の大台を超えて1,069便まで到達している状況でございます。

このインバウンド、国際線の便数の急増を受けてお客様も順調に伸びております。お客様の急増を示すのが、次のこの棒グラフと折れ線グラフのかみ合ったグラフです。過去いろいろとテロであるとか、SARSであるとか、リーマンショック等々、いろいろな逆風があって、そのたびごとにお客様の数が減ってきているのですが、ここ何年間かにおいては基本的に右肩上がりのお客様の伸びを示しております。

特に際立って増えているのが、この赤の折れ線グラフで示している外国人のお客様の伸びでございます。昨年度2014年においては631万人だったのが、2015年においては1,000万人の大台を突破ということで、倍近くのお客様の急増を示しております。

この急増の主たるエリアですが、次の円グラフを御覧いただければと思います。関西空港

のお客様で大きくシェアを伸ばしているのが、中国、台湾、香港、韓国と言われる近隣アジアの諸国でございます。台湾はまだ成田空港に少し及んでいないのですが、中国、香港、韓国に至っては成田空港よりも関西空港を御利用いただいているお客様が多いというような状況にまで至ってきております。

こういった関西空港におけるインバウンドのお客様の急増があるものですから、関西空港の中ではいろいろなところのお客様に混雑で御迷惑をかけているような状況でございます。これは今回の要望にも書かせていただいている入国審査場だけではなく、他にも保安検査場であるとか、チェックインカウンターであるとか、いろいろなところのお客様の大変な行列が出てきているような状況でございます。

入国審査場が混雑する要因の一つとして、ここに書かせていただいておりますようにEDカードの記入漏れとか記入ミスということがございます。この入国審査場の混雑対策としましては、入国管理局様の方でも審査官の大幅な増員であるとか、国交省さんと連携していただいております審査ブースの増設、いろいろな取組も積極的にやっけていただいているとともに、EDカードにつきましても航空会社、現地の旅行会社に対して機内での事前配布とか記入方法の周知の徹底というようなことも法務省さん、国交省さんにやっけていただいておりますし、我々の方も微力ではありますが、関空内や関西在阪のエアラインさん、旅行会社さんをお願いしているところでございます。

弊社においても、審査場内の案内スタッフ等との派遣というような取組もやらせていただいておりますが、ただ、お客様の絶対数が非常に多いものですから、なかなかその混雑の抜本的な解消ということまでには至っていないというような状況です。

それで、今回提案させていただいた内容としましては提案内容として書かせていただいておりますように、EDカードをもう少し簡略化とか工夫できないものかということで、素人アイデアかも分からないのですが、例えばではあります、EDカードの様式を事前にお客様の方でパソコン等々でダウンロードして事前配布といいますか、プリントアウトしてそこに記入していただいた上で入国審査に臨むというような方式ができないものかということであるとか、EDカードというものを廃止することはできないものか。若しくは、なかなか廃止が難しいというのであればインターネット等を活用した電子認証とかの枠組みというのを新規で取り入れることはできないものかといった御提案をさせていただいた次第です。

以上で簡単ではありますが、関西空港からの御提案ということで終わらせていただきます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御要望に関しまして法務省から御説明いただけますでしょうか。

法務省（根岸室長） 法務省入国管理局企画室長の根岸でございます。よろしくお願いたします。

法務省入国管理局のクレジットで、資料2 - 2 とつけていただいております資料を配付い

ただいております。

表紙をめくっていただいて、まず目次があって、その後1というところで「制度の概要」を記載しております。EDカードと一般的に言われているものですが、外国人出入国記録と言っておりますが、これは入管法と、入管法に基づく法務省令の規定で提出いただくことにしているものでございます。

これを求めている趣旨というのは、例えば外国人であると上陸の申請書の意味をなしますので、その人が日本への上陸を希望し、あるいは出国する意図というのを持っているというようなことを簡便かつ明示的に表明するために様式を定めているということでございます。

一方で、今の関空についての認識などというのは今、関空会社さんからあったのと我々は全く同じでして、本当に今、訪日外国人がすごく伸びているとよく言われますが、その中でもやはり何十%というのが10、20違うというのが関西空港でございます。

やや横道にそれますが、我々は先ほど増員をちゃんとやってくれているというふうに評価をいただきましたけれども、その中でも関空というのは重点になっています。例えば今年度、我々は国の予算でやる世界ですと、大変だとなって、では来年度要求だということで予算要求をして認めてもらって、それが認められてやっとなんかということになって、やはりちょっと遅れぎみになるというのが昔からのスタイルです。

それが、近年は観光立国というのは国としての重要な施策ということで、きちんと受け入れ態勢を整えておくんだというような考え方が確立していきましたので、ある程度それを見越して増員をいただけることになってきました。

関西空港についてはそれをまたさらに上回る、ペースで伸びているという状況にありますので、こういう国の予算の世界では異例のことですけれども、今年度、年度途中の緊急増員というのを2回いただきました。通常の翌年度の予算要求にあわせて定員の要求もするわけですけれども、それとは別に年度途中にということをやりました。

その2回目、12月の増員では、特に待ち時間の長い空港ということで関西空港というのは重点的な増員になっております。

もう一つ、そのときに来年度予算で予算要求していたものとして。さっき自動化ゲートの話の中で少し触れましたが、バイオカードという新しい仕組みを導入しようと思っていて、外国人の方に入国のときに指紋写真を義務づけているのですけれども、これに時間がかかる。一方でテロ対策も重要ですので、安全性は全く犠牲にせずに円滑化を図ろうと我々はしていますから、天秤にかけるような性格のものではありませんのでこれを省略するわけにはいかない。でも、何とかやりたいということで、目の前でやってしまう。待っている時間がどうせあるのであるから、その審査官の前で指紋写真を取得してしまっただけで、取得する作業を補助する人は民間の人でもいいじゃないか。別に審査官が判断をするわけではないし、この人がこういうブラックリストにある人ですという結果は審査官側に出てくる。

いわばきちんと取得できているかを補助してあげる人であればいいので、民間委託などの人を置いた上で、その機械を前出ししましょう。このシステムを作ろうというのをともともと来年度要求で出していたんですけれども、この分を前倒して今年度の補正予算で入れていただきました。

若干開発があるのでまだ本当の配備には至ってなくて、実際の配備は来年度になってしまいますけれども、その分、早まると思います。これも、法務省としては定期便のある空港全部にという要求だったんですけれども、なかなかそうはいきませんで、優先度の高いところからということで、その優先度の高い3空港に関西空港は入っています。

何となく優先度が高いというと大空港3つと思われるかもしれませんが、いわゆる大空港で入っているのは関西空港です。あとは高松空港と那覇空港で、ここがやはり顕著な伸びをしている。那覇も顕著な伸びでものすごい。

高松などというのは、5ブースです。こういうふうに、やはり施設の制約というのが出ているんです。昔は、入管で待たされて苦情というのは、待ち時間が長いだけではなくてそのブースがあいているじゃないか。何でそこに審査官が入っていないんだという苦情が多かったんです。最近は本当に入るところがなくなっている。

先ほど関空会社さんの説明の中で、国交省さんにも協力いただいてブースの改修などとも言っていましたけれども、そこも空港はなかなか簡単に関空会社さんをお願いして10メートル向こうまでお願いしますと広げられないものですから、同じスペースの中で何とかやろうとすると審査ブースを横向きに2人ペアで入る形になっていたのを横を向いてやるようにすると約2倍になる。

こういうようなことをやったり、そういう改修をやってきているんですけれども、そうやってももうどうにもならないということちょっと言い過ぎですが、そうやっても余りにも待ち時間が問題になるというような空港を優先的にバイオカートについても配備していこうということになっています。そういうことで、そこを何とかしなければいけないという問題意識は全く共有しているということでございます。

それで、EDカードのお話ですけれども、これは別に関西空港に限った話ではないのですが、これを何とかしたいという思いは我々も一緒でございます。

ただ、我々としては、やはり必要があるから提出いただいているわけで、実は、昔日本人にも提出いただいていた。しかし、これも廃止をいたしました。もう10年以上前の話ですけれども、そういうふうに他の情報で何とかなるものはやめたり削減したりということをやってきています。このEDカードの様式についても、何度か見直しをして簡素化してきました。

今回の資料にお付けしておりますけれども、その次の4ページをごらんください。大きく「2.」と書いてあるところですが、「EDカードの見直しについて」というところです。これは、このホットラインで要望があったからということではないんですけれども、もともと検討をされていてこういう時期になったということなのですが、今のような状況の

中でさらにここをスムーズにできないかということで、率直に言えばもっと大幅に削れないか、あるいは本当にやめてしまったらどのくらい問題があるのかということも含めて真剣な議論をしました。

やはり、やめてしまうというところまでやってしまうと、入国目的は何なのかとか、どこに行くんですかとか、いろいろなことを聞かなければいけません。それがぱっと確認できて、必要なところだけ直接インタビューするということをやっているのを、全くやめてしまうと一から聞かなければいけないということになるので、むしろ審査時間はかかってしまうおそれがあるのではないかと。

ただ、今までの様式でこれがあればそれにこしたことはないということではなくて本当に不可欠なのかという観点で、ここはあったほうがいいのかもしいかなけれども、我慢しようということができるところについては削減をするという形で見直しを行いました。

大きなところでは出国記録、出るときの方のカードについては廃止することにいたしました。その他、外国人の入国記録については大幅な削減をして、裏、表の両方に書かなければいけなかったものを表の方に集約して、裏は参照しなければいけない部分だけを見るというような形にして、点検などもぱっとできるような形にしております。

あわせて、再入国の方の記録についても簡素化をするというような形でちょうど見直しを行いまして、昨年末にその省令改正を交付いたしましたして、若干、移行のための時間がありますので、4月1日からこの改正が施行されるという予定になっております。一遍に削減とか、そこまでに全部はいつておりませんが、これ以上のところを削減するとむしろマイナスの効果も出てしまうんだらうというような危惧もありますので、今のところではこれでまずはやってみようと思っております。

あわせて、先ほど関空会社さんからもお話がありましたけれども、やはりしっかり書いていただくということが非常に重要ですので、中の空港会社などで御協力いただいている場合もありますが、我々の方でもブースコンシェルジュというのを確保して審査場での案内などをやっております。

それから、航空会社にもお願いをして、やはり今、観光立国という流れの中で色々なところからお願いをしていただくと、入管が入管のことでお願いをいただければなかなか動かなかったところもやっていたりするようになりますので、そこは国交省さんなどの御協力も得ながらしっかりお願いをして周知に努めていきたいと思っております。そういうことを積み重ねていくことによって、何とかスムーズな審査を実現できればと思っていますのでございます。

ちょっと関係ない話も多くなってしまいましたけれども、私の方からは以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、今の件について御意見、御質問があればと思います。

私から本当に細かくて本件とは関係ないかもしれないけれども、気になったことを1つ

よろしいですか。このEDカードの新様式は、旅券番号を書かなくていいんですか。

法務省（木村補佐官） 旅券番号は、もともと同一人性の確認ということで、従来からEDカードに記載していただけていますが、今回の改正により旅券番号を記載していただかないこととしました。旅券番号は旅券を読み取る機械で取得できるということでEDカードから外すこととしました。

大崎座長 わかりました。

では、いかがでしょうか。

森下委員 同じく細かいことですが、これは英語版がありますが、英語版がメインということなんですか。

法務省（根岸室長） 日本語は基本として書いてありますけれども、そこに英語併記のものと英語と韓国語併記、英語と中国語併記のものがございます。ですから、例えば韓国の航空会社さんに機内で配ってくださいというときには韓国語併記ものをお願いするというような形でやっております。

森下委員 同じ書類の上に併記で、要するに全く韓国バージョンがあるわけじゃなくて。

法務省（根岸室長） いわば日本の法令ですので、基本は日本語が書いてありまして、その下に英語が書いてあるものもあれば、英語と韓国語が書いてあるものもあればということ。

大崎座長 それで、先ほどの御提案のパソコンでダウンロードしてプリントアウトということの具体的な方法については如何かということと、もう一つはそれ以外に何か今すぐできないにしても、法務省としてこういうやり方もあるんじゃないかというアイデアが何かあれば是非教えていただきたいと思えます。

法務省（根岸室長） パソコンなんですけれども、これはEDカードと様式という意味では同じですが、全て固有の番号、いわば一つ一つ違う記号が振ってあります。それで個人と紐づいているという形になっていますので、ただ単に様式をダウンロードして、それに書いてくるということだと、その固有番号として紐づかないという点が1点です。

それから、それだけであれば、機械的には何かそういう仕組みを作っておけば、単なるPDFを載せていくというのではなくて作っておけば、違う番号を払い出すような仕組みは作れないんだと思いますが、これはいただいたものを機械で読み取る形になります。それで、後で検索できないと意味がありません。そういうことになりますので、結構、幅とか、どこから何センチとか、そういうのをきちんとやらないと読み取りがうまくいかないようなことになりますので、そういうところも含めて考えると、なかなかそういうダウンロードでというのは難しいかと思えます。それをやると、番号の問題でも多分コピーして使っちゃうとか、そういうことも出てくるでしょうし、その辺は難しいかと思っています。

あとは、ネットを使ってというようなことですが、これはどちらかというと便利にするというだけではなくて、テロ対策の強化みたいな観点でアメリカのESTAとか、そういうようなものというのはむしろ査証免除の国なんだけれども、それをやらないならば査

証を取るぞ、取ってこいぐらいのことで、EDカードの廃止ということで簡素化とか、そういう観点ではなくて、むしろ事前に情報を取得することが目的。後でも審査するけれども、先にも審査するというような観点になってきますので、それはそれで一方、テロ対策などの観点でそういうものを検討すべきではないかというような議論も別途あります。

それは入国審査の前段階というふうに捉えるのか、いわばビザの一環、あるいはビザの代わりというふうに捉えるかというのは、若干どこの役所が中心になるかという点がありますけれども、意味合いとしてはその事前のチェックというのがどうなるのか。

これは、査証の緩和のいろいろな議論の中でもやはりそういう話というのはありまして、査証緩和は観光客誘致には大きな影響、好影響があるんですけども、一方で査証免除をしたら大幅に不法残留が増えたなどという国もあるわけです。

そうすると、そういう一部の人のために、では全部やらないというのもどうかということもありますし、そういう中で事前のチェックというのをどういうふうに確保するのか。今まで査証がやってきた機能をどうするかという中でそういうものを取っていけるかというような議論もございますので、その辺の議論の行方がどう収まるかによっては、それをここで取れるからこちらを廃止若しくはもっと簡素化してもいいじゃないかというようなことはあり得るかもしれません。まだそこは方向性が必ずしも定まっていないところではありますけれども、可能性として否定するものではないと思います。

森下委員 大崎座長の話の続きになりますけれども、最近テーマパークとかでも全部情報を入れたら、それこそバーコードで出てくるじゃないですか。バーコードとかに持っていくというのは可能な気がするんです。今のEDカードを前提に考えると、確かに言われるように番号がダブっちゃうという話があるんでしょうけれども、通常だとネットでやる場合は普通バーコードで出てきて、それでスマホの画面をかざしてとか、あるいは打ち出してもらってそのままそこで読み取りというのが普通だと思うんです。それだと、余り言われている内容はできないこともないんじゃないかと思うんです。

法務省（根岸室長） それは一つの考え方です。打ち込んでしまえば、やるということであると、例えばそれこそインターネットで事前にとというようなものであると、それはその内容が出てくるという意味では同じという面はあるかもしれないですけども、あとは本人の書いたものが残っているかということも審査の中では一つの大きな要素としては実際にございます。

大崎座長 それは、筆跡があったほうがいいということですか。

法務省（根岸室長） 公開なので余り詳細はあれですけども、現実にはそういうもので不審点を見抜くということはありません。それだけのために全て残すべきという意味ではないですが。

大崎座長 どうぞ。

岡議長 かなり改革してくれているという印象を受けたのですけれども、我々が日本から外へ行くときの主要国アメリカ、観光でのフランス、英国の3か国に今、我々が出して

いるカードと今回の新様式との比較において、どちらの方がよりシンプルなのか。法務省としては、遜色ない。むしろ優位にあるというぐらい、非常に簡素化されたものかどうかを教えてください。

法務省（木村補佐官） 今回改善した部分というのは、今の法務省において必要だという部分について残っているということで、現時点においては是非とも必要だというものです。ですので、外国と比べてこういう結論になったわけではないですので、そこは他の国と比べてシンプルになっているかどうかというのは、何とも言えないです。

岡議長 比較されていないのですか。

法務省（木村補佐官） そうですね。現時点で、法務省として審査に必要だということを取っているという形になったということです。

岡議長 ぜひ一度比較されてみたらどうか。すごいシンプルなので、もし遜色ないということであれば、ますますよろしいのかなという思いがしたものですから。

大崎座長 私もよく出張するのでちょっと感じたのは、片面で済むというのはかなりシンプルと言えるんじゃないですか。それから、アメリカの場合は例の先ほどもお話ありましたけれども、ESTAを事前登録していればという条件つきなので、直接降りるときに書くものがないからというので日本より楽かどうかはちょっと分からないですね。フランスは、たしか入国カードはなかったような気がするんですけども。

岡議長 ないのですか。EU全体もないですか。

大崎座長 EU全体、入国カードはないですね。

岡議長 では、日本は遅れていますね。

大崎座長 EUではあるけれども、イギリスはあるんです。

岡議長 ESTAを取らなければ、アメリカもあるでしょう。

大崎座長 アメリカもそうですね。その辺も今後、もちろん法務省として必要なものは取らなければというのはよく分かるんですが、他方でやはり色々なところへ行かれる方が日本に来たらすごく面倒だったという印象を持たれるのは余り好ましいことではないので、是非国際比較もやりながら検討していただければと思います。

では、どうぞ。

久保利専門委員 私は167カ国歩いていますけれども、その経験からすると、私は日本では外国人がえらい列を作らされて待っていると、入国カードにどう書いていいか分からないと言って混乱しているという状況は余り見たことがないんです。世界中で見ても、少なくとも入国審査についてはそんなに世界水準から遅れていない。むしろ進んでいる部分もあるかと思います。

それから、海外では自国民ばかり優先して海外の人をだっと並ばせている国が比較的多いんですけども、日本はそういうこともなくて、かなりのブースを外国人に割り当てているようでもあります。いつも厳しいことを言っていますが、たまには褒めてあげてもいいのかなという感じがちょっといたします。



岡議長 もう一つ、こういうことで改革された様式でとりあえずやってみるということにはわかりましたが、逆に旅行者から見て、事前にどこかでこのカードを入手して記入しておく。先ほど説明があったように、機内で書くのはかなりポピュラーになっているのですが、それでも、それでどれだけ効果があるか私はちょっと評価できないのですが、例えば、そのエアラインが旅券発行のときに、これを同時に渡すということは海外において可能なのか。あるいは、それは法的に無理なのか。そこを教えてくださいませんか。

大崎座長 私も、そこは関心がありました。私が海外に行くときには、旅行代理店にその様式をもらって、それもかなり記入してもらって、あとは足りないものを補充してなどということを実際にやるんですけれども、それはやられているんですか。

法務省（木村補佐官） 航空会社等に機内等で配布してもらおうとか、そういうことは要請しているところです。

大崎座長 機内で配るんじゃないくて、もっとその出発前に。

法務省（木村補佐官） 旅行会社等にもEDカードの事前配布をお願いしています。

岡議長 大勢来ている台湾とか中国の方が、向こうでそのエアラインから発券と同時にEDカードを受け取ることは今でも可能なんですか。

法務省（根岸室長） 可能です。あとはどのくらいそれに協力してくれているか、あるいは日本で外国に行く場合もそうですけれども、大半書いてあるというケースは結構なお金を取っていたり、その手数料を取っていたりしますので、そういうものを支払うようなツアーになっているかどうかとか、最低限の航空券だけとなるとなかなかそこまでは日本から外国に行くときにはなっていないので、いいや、飛行機の中でもらって書けばただだからというようなことで済まされる方も、日本でも海外に行くのに慣れている方はそうされていると思いますので、外国から来られる方もそういう形で使われている方も多いと思います。

岡議長 そうすると、御指摘のような記入ミスを少なくするとか、書き損じてまた関空さんのイミグレーションのところで書いてとかいう問題を減らすためには、EDカードがなければ一番いいんでしょうけれども、それが無理であれば、むしろ関空さんの方で、エアラインを通じて、日本に来てくれる外国人観光客の皆さんに対して、そういうサービスを受けられますよということをPRするとともに、エアラインに対して、そういうサービスをもっと提供してくださいよという形にすることによって、この簡素化されたものをより記入ミスがないように前広に準備できるような体制を考える手もあるかと思いますが、いかがですか。

新関西国際空港（岡田次長） 先ほど法務省さんからもお話があったように、既に法務省さんと我々、それと国交省さんと我々、それと外国のエアラインさんを通じてそういった現地の旅行会社さんへの周知徹底というようなこともお願いしているところです。

こちらの方については、いかんせん大手のところについてはある程度御理解いただきやすいんですが、やはり中国は広うございますので、なかなかそういった地方のところまで

きちんと行き届かないというのが実情のようです。

特に関空の場合はありがたいことに湾岸部の大きな都市だけではなく、中国の場合、内陸部の地方都市からの就航も徐々に増えております。そうなってくると、中国の大手エアラインさんの本社筋が御理解いただいても、やはり地方のネットワークの機内とかには必ずしも対応できないというか、認識すらなかなか及んでいないとか、そういうようなところもあるようです。

ですので、我々の方としても我々のできる範囲ではあるのですが、大阪の支店とか関空の支店、それから東京の方については法務省さんとか国交省さんと御協力しながらお願いというようなことは今までもやっていますし、今後もやっていかないとけないと思っています。

法務省（根岸室長） その点については、関空会社さんにも御協力をいただいております。

国交省さんの御協力などもあるので、私は10年ちょっと前にここにいる木村のポジションにいて、どちらかというと現場のオペレーションをやるところなのですが、そのときなどはちょうど観光立国、観光立国と大分言い始めて国として動き出したころでして、従来からこのEDカードの未記入とか、誤記とか、そういうのは大きな問題でした。

今まで法務省が一生懸命、航空会社をお願い文書を出したり、お願いに行ったりすると、そんなことは日本政府の仕事だろう。私たちの仕事じゃないと言われて、しまうというようなこともあったのですが、やはり国としてやるという中で、単に法務省が楽をしたいために言っているわけではなくて、円滑に受け入れるために必要なんですということで観光庁さんも一緒にそれをお願いしてくれるようになった。そうすると、観光庁も含めたオール国交省として航空局も動いてくれるという中でお願いをしたら、そう言っていたところもちゃんと配ってくれるようになったりしました。

そういう形で、それだけでぱっと一遍にはできないんですけれども、いろいろできるところで皆でやっていくということで、10年前に比べれば相当良くなっていると思います。まだまだではありますけれども、これからもできるところを皆、仲間に引き入れてやっていきたいと思っています。

大崎座長 よろしいですか。前向きに御対応を基本的にはいただいているというふうに感じましたけれども、またいろいろアイデアを御検討いただければと思う次第です。

本日はどうもありがとうございました。

以上で、本日の議題は終了でございます。お忙しい中、御出席ありがとうございました。

それでは、事務局から何かございますか。

佐久間参事官 次回につきましては、事務局から追ってお伝えしますのでよろしく願いいたします。

大崎座長 それでは、本日の会議はこれで終了といたします。

どうもありがとうございました。